

令和 7 年度地方創生効果検証部会 次第

日時：令和 7 年 8 月 26 日（火）14:00～16:00

場所：茨城県庁 10 階 政策企画部会議室

1 開 会

2 挨拶

3 部会長選出

4 議 事

（１）デジタル田園都市国家構想交付金事業に係る効果検証

（２）地方創生臨時交付金を活用した事業に係る効果検証

4 閉 会

《配付資料一覧》

○次第、タイムスケジュール、委員名簿、部会設置要綱

- | | |
|------|--|
| 資料 1 | デジタル田園都市国家構想交付金に係る効果検証について |
| 資料 2 | 令和 6 年度デジタル田園都市国家構想交付金 事業一覧及び評価総括表 |
| 資料 3 | 令和 6 年度デジタル田園都市国家構想交付金 事業効果一覧 |
| 資料 4 | 令和 6 年度デジタル田園都市国家構想交付金 評価書 |
| 資料 5 | デジタル田園都市国家構想交付金の効果検証に係るご意見等について |
| 資料 6 | 地方創生臨時交付金を活用した事業の効果の検証について |
| 資料 7 | 地方創生臨時交付金 効果検証 事業一覧
【令和 5 年度、6 年度実施計画分】 |
| 資料 8 | 地方創生臨時交付金を活用した事業に係るご意見等について |

令和7年度地方創生効果検証部会 タイムスケジュール

時間	内 容					
14:00	開 会					
	政策企画部長挨拶					
	部会長選出					
	議事（１）全体説明					
時間	内容・事業名			種別	課名	資料4 ページ
第 1 部						
14:10	1	わくわく茨城生活実現事業		推進	計画推進課	p2
	2	デジタル技術を活用した移住促進事業		推進	計画推進課	p4
	3	県北ニューツーリズム推進事業		推進	県北振興局	p6
	4	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業		推進	労働政策課	p8
	5	UIターン・地元定着支援強化事業		推進	労働政策課	p9
	6	スタートアップ・エコシステム拠点都市推進事業		推進	技術革新課	p11
	7	県北地域牽引産業・中核企業創出事業		推進	技術革新課	p13
	質疑応答（20分程度）					
第 2 部						
15:00	8	続・ひたちなか大洗リゾート構想推進事業 ～オンリーワンの稼げるリゾートを目指して～		推進	地域振興課	p15
	9	いばらきサイクルツーリズム推進強化事業		推進	スポーツ推進課	p17
	10	ポストコロナ観光消費拡大事業		推進	観光戦略課	p19
	11	稼げるインバウンド茨城・誘客促進事業		推進	観光誘客課	p21
	12	高度IT人材等育成・新事業創出支援事業		推進	産業人材育成課	p23
	13	リスキリング推進事業		推進	産業人材育成課	p25
	質疑応答（20分程度）					
15:44	第 3 部					
	1	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		臨時	計画推進課	-
	質疑応答（10分程度）					
16:00	閉会					

※推 進：デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
 拠 点：デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）
 臨 時：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業
 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

地方創生効果検証部会委員名簿

No	氏 名	所 属 等
1	跡部 悠未	東京農工大学ディープテック産業開発機構 准教授
2	大谷 基道	独協大学法学部総合政策学科 教授
3	高木 真矢子	合同会社JOYNS 代表
4	平根 沙貴	株式会社常陽銀行 コンサルティング営業部 調査役
5	道越 万由子	株式会社BEYOND 代表取締役

(50音順、敬称略)

地方創生效果検証部会設要綱

（趣旨）

第1条 本県の地方創生に関する施策等について、より効果的な推進に資するため、茨城県総合計画審議会条例（平成6年茨城県条例第4号）（以下、「条例」という。）第6条第1項の規定により、地方創生效果検証部会（以下、「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 地方創生関連の交付金事業に係る効果検証に関すること。
- （2） その他本県のまち・ひと・しごと創生に関する施策等の効果検証に関すること。

（構成）

第3条 部会の構成員は、条例第6条第2項の規定により、茨城県総合計画審議会の会長が指名する。

2 構成員の任期は、茨城県総合計画審議会委員の任期としての任期と同じ期間とする。

（部会長）

第4条 部会には、委員の互選により部会長を置き、部会長は会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第5条 部会は、条例第6条第3項の規定により、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

（構成員以外の者からの意見の聴取）

第6条 部会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者からその意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、計画推進課において行う。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年7月29日から施行する。